

2022年3月22日、令和4年度税制改正(以下、「2022年度税制改正」という)関連の法律(1)「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」(2)が可決・決定され、4月1日より施行された。2022年度税制改正は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(2021年11月19日閣議決定)で示された、「新しい資本主義」を起動させ、「成長と分配の好循環」を実現するための税制措置として、岸田政権下で初めて策定されたものである。

国際的にはこれまでの資本主義を含めた社会のあり方を見直すブレイク・リセットの議論(3)の展開や、サステナブルな資本主義の提言(4)等にもみられるように、企業による社会的課題への取り組みが内外で拡大しているなかで、わが国ではさらなる取組みの余地があると指摘されてきた(4)。弊害を是正しな

がら、さらに力強く成長するために新たな資本主義モデルの模索として、成長と分配を実現する「新しい資本主義」を具体化することが岸田政権の経済対策の柱に据えられ、①成長と分配の好循環の実現のための既存の特別措置の見直し(人材確保等促進税制、オープンイノベーション促進税制、5G導入促進税制等)、②経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し(個人所得課税、相続税・贈与税等)、③国際的な租税回避や脱税への対応も含めた国際課税制度の見直し、④円滑・適正な納税環境整備(適格請求書等保存方式、記帳義務、スキャナ保存制度、電子取引情報の電磁的記録保存)等の改正が盛り込まれている。本特集では、法人関連の改正を中心に解説を行う。

(4) (3) (2) (1)
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/1119/shiryo_01.pdf
 新しい資本主義実現会議(第1回)資料3「新しい資本主義の実現に向けた議論」
 「新成長戦略」2020年11月17日日本経済団体連合会
 新しい資本主義実現会議(第1回)資料5 参考資料

第1章

賃上げ、Oー、5G導入の促進税制等 政策税制に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

●賃上げ税制は、給与等支給対象者や控除税額の算定方法が改正前の制度と異なっているため、数値の把握を効率的に行うためには必要なデータ収集に工夫が必要である。

●資本金10億円以上の大企業が賃上

げ税制を適用する場合は、マルチステークホルダー方針の開示と経産産業省への届出が要件とされるため、経営陣や広報部門との連携を図りながら、準備を進める必要がある。

●研究開発費等の特別控除額の特例制度は、資本金10億円以上の大企

業について適用要件が見直されているため留意が必要である。

成長と分配の好循環の実現のための措置

成長と分配の好循環の実現のため

の既存の特別措置の見直しとして、賃上げ促進税制、法人税の額から控除される特別控除額の特例、オープンイノベーション促進税制、デジタル田園都市国家構想実現措置、環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度が講じられている。以下、その概要を解説する。

賃上げ促進税制

賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度、旧賃上げ・人材確保等促進税制)は、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って賃上げを促すとともに、株主だけな